

令和6年度 鳥取県ライトハウス本部事業計画書

- 1 社会福祉法等関係法令を遵守し、適正な法人運営に努めるとともに、健全かつ安定した経営を行う。
- 2 社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、より透明性が高く、住民から信頼される法人運営に向けて取り組む。
- 3 点字図書館ならびに盲人ホームが、その機能のより充実・強化を図る。
- 4 「地域における公益的な取組」の着実な実施に取り組む。
- 5 旧ライトハウス敷地の将来的な活用計画の検討も含め、今後の法人の中長期計画について検討する。
- 6 各種加盟団体主催の諸会議ならびに研修会へ積極的に参加し、各関係機関との連携を図るとともに、職員の育成を図っていく。